民間規格等に関する委員会規格番号の付与に係る要領

制定:令和2年7月20日

日本電気技術規格委員会(以下,「委員会」という。)が審議,承認する民間規格等に関する委員会規格番号の付与に関する事項については,以下に定めるところによるものとする。

- 1. 本要領を適用する民間規格等 委員会で承認した民間規格等に適用する。
- 2. 民間規格等の番号の付与
- (1) 民間規格等の番号の付与、規格の名称
 - a. 委員会は, 承認した民間規格等に対して, 委員会の規格番号を割り当てる。
 - b. 規格番号の割り当ては、民間規格等作成機関及び委員会事務局の協議により割り当 てる。
 - c. 技術基準等への反映を希望する規格の名称は、関係行政機関が「規格名/規格番号 /制定年又は改定年」をもって引用するに際し、適切なものであること。
- (2) 規格番号の構成
 - a. 委員会規格番号の構成は次のとおりとする。
 - (a)「JESC」の記号
 - (b) 分野別のアルファベット記号
 - (c) 管理用の番号
 - (d)委員会規格承認年(西曆)
 - b. 規格番号構成の意味
 - (a) \[I E S C \]

日本電気技術規格委員会の英文呼称(Japan Electrotechnical Standards and Codes Committee)の略称

- (b) 分野別のアルファベット記号
 - H:「発電用水力設備の技術基準」に関するもの
 - T:「発電用火力設備の技術基準」に関するもの
 - E:「電気設備の技術基準」に関するもの
 - N:「発電用原子力設備の技術基準」に関するもの
 - F:「発電用核燃料物質の技術基準」に関するもの
- W:「電気工作物の溶接の技術基準」に関するもの
- V:「発電用風力設備の技術基準」に関するもの

Z:その他に関するもの

- (c)管理用の番号(4桁)
 - (b) の分野毎に定める四桁の管理用の番号
 - ・千の位 各分野における内容を示す番号
 - 0:総括(2以上の内容を統合したもの又は内線規程等のように一冊の本として まとめたもの)
 - 1:基本及び一般的事項(定義を含む)
 - 2:設計
 - 3:材料
 - 4:構造
 - 5:機器及び器具(電線,ケーブル類を含む)
 - 6:工事
 - 7:測定及び試験
 - 8:運転及び運転管理
 - 9:その他
 - (d) 下3桁の数値 (c) の各分野の内容毎の管理用番号
- c. 表示様式の例

「JESC E1234 (2020)」 なお、二つ以上の分野に関連する規格は、"/"を用いて、 「JESC T/W1234 (2020)」のように記載する。

(3)委員会規格承認年について

日本電気技術規格委員会で承認した年の西暦年号とする。

なお、書面審議等であって委員会開催による承認に基づかない場合は、委員会が決定したとみなされる日(例:書面審議回答締切日、委員長決裁日など)とする。

また,発行年月日は,各民間規格等作成機関で定める発行年月日とする。

附則1(令和2年7月20日)

本要領は、令和2年7月20日より施行する。